

大阪府社会教育委員条例

昭和三十四年十月十六日
大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

(設置)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項の規定に基づき、大阪府社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。